令和７年５月７日

箱根町記者発表資料

箱根町環境センターにおけるダイオキシン類の排出基準値超過について

１　状　況

「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、環境センターの廃棄物焼却炉の排出ガス中のダイオキシン類濃度の定期測定を実施したところ、令和７年５月７日に排出ガスから排出基準を超えるダイオキシン類の検出が判明しました。

町ではこの測定結果を把握した本日から焼却炉の運転を停止しました。今後は、小田原市足柄下地区ごみ処理広域化における足柄下郡可燃ごみ共同処理開始に伴い、本年９月末をもって焼却処理を終了し、可燃ごみ中継施設となることから、それまでの間は焼却炉の補修をするのではなく、可燃ごみを外部処理することで対応します。

なお、ごみ収集場所に出されるごみの収集運搬及び環境センターへのごみの持ち込みの受入れは通常どおり実施します。

２　ダイオキシン類検出の概要

（１）排出基準（ダイオキシン類対策特別措置法）

１ng-TEQ/㎥N

（２）測定結果

１．３ng-TEQ/㎥N

３　参考

令和６年11月から12月にかけて環境センター周辺で行った大気中のダイオキシン類の測定結果は、環境基準値以下でした。

照会先
箱根町環境センター　担当　岩田、伊與田
電話　0460-83-6596
E-mail　kankyou@town.hakone.kanagawa.jp